

# 救急救命法の研修を行いました。

5月31日、放課後に全職員で救急救命法の研修を行いました。本来は石橋消防署の救命士の方を講師にお招きして行いたいのですが、今はコロナ禍のためそれができず、人形やAEDなどをお借りし、養護教諭が中心になって行いました。まず、心肺蘇生法として胸骨圧迫の方法やAEDの使い方の研修をしました。その後、児童が心肺停止で倒れていたのを想定して、発見してから救急車が到着するまでにやることを、実際にみんなで動き、確認しました。職員は名札の中にアクションカードというものをに入れており、その中には、このような時にどのような順番で何をするのかが書いてあります。実際にこのようなことが起きてしまったときには、かなりあわててしまうことが予想されますが、このような時ほど、迅速かつ適切な行動が求められますので、このようなカードを用意しています。実際に起きてしまった場合、やることはたくさんあります。まず、発見した者が大きな声を出して、その場に職員を集め、役割分担を指示します。それから、胸骨圧迫をする者、AEDを持って来て操作する者、119番する者、集まってきた児童を指導する者、救急車を誘導する者など、役割分担をして行動します。あつてはならないことですが、もし、起きてしまった時のために、このような研修をしています。

